



2023年5月12日

各 位

会社名太陽ホールディングス株式会社
代表者名代表取締役社長 佐藤英志
(コード:4626 東京証券取引所プライム市場)
問合せ先執行役員経営企画室長 富岡さやか
(TEL 03-5953-5200 (代表))

第77回定時株主総会の付議議案に関するお知らせ

当社は、2023年5月12日開催の取締役会において、2023年6月17日開催予定の第77回定時株主総会の付議議案について、下記のとおり決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 第77回定時株主総会の付議議案

- (1) 第1号議案 剰余金処分の件
- (2) 第2号議案 補欠監査役1名選任の件

2. 各議案の概要

(1) 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、現金による株主の皆様への利益還元を最重要政策の一つと位置付けており、継続的かつ安定的に高水準の利益還元を実施する基本方針に基づき、株主資本配当率(DOE)を長期経営構想の目標指標とし、「連結決算を基準に株主資本配当率(DOE)5%以上を維持すること」を目標としております。

また、当社は、2023年9月をもちまして設立70周年を迎えます。つきましては、普通配当37円00銭に記念配当15円00銭を加え、当期の期末配当は1株につき52円00銭とさせていただきたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき、普通配当37円00銭に記念配当15円00銭を加え52円00銭
配当総額 2,905,861,452円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月19日

なお、当期の年間配当金額は、先に実施しました中間配当37円00銭を含め、1株につき89円00銭となります。

(2) 第2号議案 補欠監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役塚昭人氏は任期満了による退任となりますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

監査役は1名減員となりますが、内部監査部門との連携及び独立社外監査役を過半とする監査役3名体制により監査役監査の実効性は引き続き確保できるものと判断しております。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

また、補欠監査役候補者は、法令に定める監査役の員数を欠く場合における監査役への就任について承諾しております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。



候補者

とうどう まさひこ
東道 雅彦

(1968年7月17日生)

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1997年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会)、
牛島法律事務所(現 牛島総合法律事務所)入所
2005年1月 牛島総合法律事務所パートナー弁護士(現任)

補欠の社外監査役候補者とした理由

東道雅彦氏は、過去に直接会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての高度な専門知識と経験を当社の監査体制に反映していただくことを期待しており、当社の社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断し、補欠の社外監査役候補者といたしました。

所有する当社の株式数

普通株式

一株

- (注) 1. 東道雅彦氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 東道雅彦氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 当社は、東道雅彦氏が監査役に就任された場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 当社は、東道雅彦氏が監査役に就任された場合には、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は、次のとおりであります。
- ・ 監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令が規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・ 上記の責任限定が認められるのは、当該監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者の損害を当該保険契約によって補填することとしております。東道雅彦氏が監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
6. 東道雅彦氏と当社との間には、会社法第430条の2第1項第1号に規定の費用及び同項第2号に規定の損失に関する補償契約を締結する予定はございません。

以上